



(2)空き家の譲渡所得 3,000 万円特別控除

○制度概要

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（その敷地を含む。）又は土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除するもの。

適用要件	令和5年12月31日以前の譲渡	<ol style="list-style-type: none"> 1.相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること。 2.平成28年4月1日から令和5年12月31日までに譲渡すること。 3.相続直前において、被相続人が当該家屋に居住していたこと。 （被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合については、令和元年4月1日以降の譲渡が対象） 4.相続直前において、被相続人以外に居住者がいなかったこと。 5.相続から譲渡の間、事業や貸付け、居住に使用していないこと。 6.家屋は昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。 7.家屋を譲渡する場合、当該譲渡時において、当該家屋が現行の耐震基準に適合すること。 8.譲渡価額が1億円以下であること。
	令和6年1月1日以降の譲渡	<ol style="list-style-type: none"> 1.相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること。 2.平成28年4月1日から令和9年12月31日までに譲渡すること。 3.相続直前において、被相続人が当該家屋に居住していたこと。 （被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合については、令和元年4月1日以降の譲渡が対象） 4.相続直前において、被相続人以外に居住者がいなかったこと。 5.相続から譲渡の間、事業や貸付け、居住に使用していないこと。 6.家屋は昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。 7.家屋を譲渡する場合、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに当該家屋を現行の耐震基準に適合させる又は除却すること。 8.譲渡価額が1億円以下であること。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062